

財産目録

2020年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額
I 資産の部	
流動資産	
現金預金	
現金	手元現金(小口現金含む) 405,211
普通預金	りそな/平林 普通預金27口座 70,162,908
	りそな/振込集中第1 普通預金 弥生一括振込 2口座 435,257
	ゆうちょ銀行 2口座 1,431,941
	ゆうちょ銀行 (元)ほつと石巻 42,794
	ゆうちょ銀行 その他 533,165
未収入金	
	大阪府国民健康保険団体連合会ほか障害福祉サービス事業住之江事業所 9,522,892
	大阪府国民健康保険団体連合会ほか障害福祉サービス事業なかもず事業所 3,392,042
	大阪府国民健康保険団体連合会ほか障害福祉サービス事業なかもず放課後等デイ 2,851,124
	大阪府国民健康保険団体連合会ほか障害福祉サービス事業なかもず児童発達支援 1,696,115
	大阪府国民健康保険団体連合会ほか障害福祉サービス事業就労移行支援及び定着支援 4,101,165
	大阪府国民健康保険団体連合会ほか障害福祉サービス事業すみのえ放課後等デイ 297,426
	ラーンメイト(3月分) 247,100
	堺市学習と居場所づくり支援事業 4,066,706
	尼崎市ユース相談支援事業 1,292,500
	介護給付事業 486,594
	相談支援 1,109,083
	大阪市こども相談センター不登校児童通所事業 528,526
	社会福祉法人ボランティア協会 800,000
	一般社団法人ラ・バルカ 800,000
	その他 586,578
前払費用	
	2020年度費用 522,730
	貸倒引当金 ▲ 180,000
流動資産合計	105,131,857
固定資産	
建物	高槻建物内装工事 1,843,407
附属設備	内装改修 362,234
	立花内装工事 2
	立花給排水設備 1
	立花点検口 1
	立花防災設備改修 1
	立花設計監理料 1
	西成内装工事 2,193,484
	住之江プレイス内装工事 4,682,367
構築物	社内通信ネットワーク 170,718
造作	就労支援セントラルキッチン改装費用 2,446,559
	就労支援セントラルキッチン火災報知器 1
	フリースペース 2F 改装費用 25,843
	立花家具造作 1
車両運搬具	リフト車両 日本財団より 1
	送迎用バス 1
器具備品	感覚統合遊具 1
	たかつき棚 11,494
	たかつき机 5,227
	立花備品一式 1
	立花ロールスクリーン 1
	立花AED 1
	就労トランビール 327,888
建設仮勘定	就労なんば設計監理料 1,320,000
差入保証金	なかもず事務所4F 1,462,500
	なかもず事務所5F501 1,549,000
	なかもず事務所5F502 1,000,000
	レーベル(株) 2F フリースペース 315,000
	住之江オスカープレイス事務所 600,000
	就労なんばワーカス事務所 223,300
	グリーンホーム倉庫 165,000
	りそな銀行 借入保証金 618,750

役員保険	東京海上日動あんしん生命		892,450	
固定資産合計				20,215,235
繰延資産				
開発費	プランディング費用2018年度		485,332	
権利金	立花ジョイタウン		461,540	
	就労なんばワークス		649,000	
繰延資産合計				1,595,872
資産合計				126,942,964
II 負債の部				
流動負債				
短期借入金	レーベル(株)		17,076,755	
	りそな銀行		9,996,000	
未払費用	3月分給与		14,652,751	
	決算賞与		4,976,000	
	社会保険料		3,197,216	
	その他		3,738,924	
未払金	従業員立替経費ほか		232,274	
未払消費税等	確定消費税		1,656,000	
預り金	源泉所得税 事務局その他人件費分給与		1,132,732	
	源泉所得税 講師等謝礼分		51,470	
	住民税		895,300	
流動負債合計				57,605,422
固定負債				
長期借入金	りそな銀行		40,004,000	
固定負債合計				40,004,000
負債合計				97,609,422
差引:正味財産				29,333,542

計算書類の注記

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2011年11月20日 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定率法で償却しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

前々々期より消費税額の計算について、簡易課税制度が適用されなくなりました。

また、国・地方公共団体や公共・公益法人等に対する消費税の特例として、

国・地方公共団体や公共・公益法人等の仕入控除税額の計算の特例を適用して計算しています。

(3) その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

平成28年3月31日において、株式会社と・らいづの資産および負債を譲り受けています。